## 令和2年度 第2回 福岡県環境審議会 議事録

日時:令和2年11月16日(月)

10時00分~11時00分

場所:福岡県庁3階 講堂

## (環境政策課:吉川企画広報監)

ただ今から、令和2年度第2回福岡県環境審議会を開催いたします。

私は、環境政策課企画広報監の吉川と申します。本日の司会を務めさせていただきます。 どうぞよろしくお願いいたします。

報道機関の皆様、傍聴者の皆様にお願いいたします。福岡県環境審議会傍聴要領の規定により、本日の審議会における報道機関の方、傍聴者の方による撮影につきましては、この後の部長挨拶まで、また、録音につきましては、会議終了まで会長に許可されています。皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

議事に入ります前に、環境部長の徳永が御挨拶申し上げます。

#### (環境部:德永部長)

おはようございます。環境部長の徳永でございます。

本日は、お忙しい中、環境審議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、本県の環境行政につきましては、日頃から格段の御協力を賜りまして、厚く御礼申 し上げます。

国において、菅首相が温室効果ガスの排出を2050年までに実質ゼロとする目標を打ち出す中でイノベーションによる経済と環境の好循環を目指す、また、国と地方で協議する場を検討するなど、様々な動きが出てきております。県としましては、アンテナをより高くしていく必要があると思っております。

また、この審議会から答申をいただきました「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」をさきの9月議会で提案し、原案どおり議決をいただきまして、先月公布し、一部につきましては施行しております。現在、残りの部分の施行に向けて準備を進めておりますが、条例で規定しております基本方針の策定に向けて、この審議会での議論をお願いいたしたく、本日諮問させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日の審議会では、他にも部会決議報告1件及びその他の報告が1件ございます。 いずれも本県の環境行政における重要事項でございますので、御審議の程、よろしくお願い いたします。

#### (環境政策課:吉川企画広報監)

報道機関の皆様、傍聴者の皆様にお願いいたします。冒頭にお願いしましたとおり、本日の審議会における撮影につきましては、これまでとされております。また、録音につきましては、会議終了まで許可されています。皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

ここで、事務局から御報告申し上げます。

本日は、会長及び委員36名中27名の出席で、半数以上の御出席をいただいております。 したがいまして、福岡県環境審議会条例第5条第2項の規定により、会議が成立しており ますことを御報告申し上げます。

前回の審議会以降、1名の委員が交代されております。辞任された委員は、前九州経済産業局資源エネルギー環境部長 柳生勇委員、新たに御就任いただきましたのは、九州経済産業局資源エネルギー環境部長 沼舘建委員です。

なお、本日、野村委員、堂薗委員につきましては、代理にて、九州農政局生産部生産技術環境課課長補佐 平山様、九州地方整備局企画部広域計画課長 野尻様に御出席いただいております。

それでは、本日用います資料の確認をお願いします。お手元の配付資料及び事前に郵送で お配りしております資料につきましては、資料リストに示しているとおりです。資料の不足 がございましたら、挙手により事務局までお知らせください。

なお、7月30日に開催しました令和2年度第1回環境審議会での議題「地球温暖化対策 実行計画の進捗状況について」において、久留委員から、農林水産業における取組みに関し て「福岡県の地産地消は現在どれくらい進んでいるか」という御質問があり、事務局から次 回の審議会で御報告する旨お答えしておりました。

こちらにつきましては、本日、「(3) その他」で御報告いたしますので、あらかじめ申 し添えます。

それでは、これからの議事進行は、浅野会長、よろしくお願いいたします。

#### (浅野会長)

それでは、本日はお集まりいただきましてありがとうございます。

先ほどの部長の御挨拶にもありましたように、菅総理が国会の演説の中で2050年に温室効果ガス排出ゼロを目指すということをはっきりと明言されましたので、これから環境政策も気候変動対策について一段と進展していくだろうと思います。

ただ、誤解を与えてはいけないのですが、ゼロを目指すと言っておられるのですが、これは排出の実質ゼロを目指すということで、これがどういうことかを理解しなければいけません。二酸化炭素を一切排出しないと言ってしまったら世の中が動きません。頑張ってもある程度の温室効果ガスは排出されるのですが、その部分は皆さん御存知のようにしっかり木を植えて森林で吸収してもらうとか、あるいは、まだ技術的にはいろいろと問題を抱えていま

すけれども、しっかりと排出前の段階で吸収して地中に戻すとか、いろいろな方法を講じて 吸収して、実質の排出をゼロにしましょうという訳です。ですから、今まで以上に森林を守 る努力をしなくてはいけないとか、あるいは、しっかり新しい技術開発をしなくてはいけな いといったようなことに今から取り組む必要があります。

もちろん、温室効果ガスを排出しなくて済むならそれが一番いいことですから、今まで以上に省エネの努力を始めとして、様々な努力をしなければいけませんけども、絶対に温室効果ガスを出してはいけませんという訳ではありません。

それから、目指すというのは、国際的にどこの国にとってもそうですが、絶対に達成します、達成できなければ責任を取ってやめますとか、そんな意味ではないのです。ここまでやらなければいけないという目標をはっきりと示すことによって、それを目指して頑張りましょうということを示しているのです。そしてこれによって、技術開発に向けてしっかり力を集中出来ますし、様々な取組みに安心して取り組むことができます。総理が責任を持って温室効果ガス排出ゼロを目指すと言われたことによって、この取組みがはっきりこの国の目標になったということですから、今から取組みを頑張って続けなければいけない、続けることが大事なのだということが明らかになったのだということを御理解いただきたいと思います。

福岡県もそのような理解に立って、今取り組もうとしていることや研究していることについてはそれを強化していきたいと考えていますし、両政令市も同じ考え方で臨もうとしています。両政令市と県が一体となって2050年に温室効果ガス排出の実質ゼロを目指すことが出来る社会をつくっていきたいと思っております。そのために、この審議会の役割も大きいことですから、是非皆さんよろしくお願いいたします。

それでは、本日は先ほどお話がありましたように諮問事項がありまして、これは、希少野生動植物種の保護のための基本方針をどうするかということです。前の審議会で委員の皆様の御同意を得て、この希少野生動植物種のうち、国の法律では対象としていないものを県独自に指定して保護しましょうということで条例案を検討していただいた訳です。議員の先生方の努力によりまして、無事に原案どおり可決されたという御報告でございました。そこで、この条例を実際に動かしていくために県としての基本方針を定めなければいけませんので、そのことに関して、事務局の説明を伺って、皆さんの御意見も伺いたいということでございます。

事務局、よろしくお願いいたします。

## (自然環境課:新課長)

自然環境課長の新でございます。

資料1でございます。諮問事項「福岡県希少野生動植物種の保護のための基本方針の策定 について」説明させていただきます。

まず、福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例第8条第3項の規定に基づき、下記の

とおり諮問しますということでございます。今、浅野会長からも御説明がございましたとおり、この条例につきまして、昨年度、この審議会におきまして、希少野生動植物種の保護のあり方というものを答申していただきました。その答申を踏まえまして、条例案を策定し、議会の議決をいただきまして、10月6日に公布させていただいたところでございます。

1の諮問事項でございます。福岡県希少野生動植物種の保護のための基本方針の策定でございます。2の諮問理由でございますが、希少野生動植物種の保護のための基本方針を条例第8条第1項の規定に基づき、知事が定めることとされております。10月6日に条例が公布されたことから、新しく福岡県希少野生動植物種の保護のための基本方針を策定するために諮問を行うものでございます。

1 枚おめくりください。福岡県希少野生動植物種の保護のための基本方針案でございます。 枠囲みのところですが、今説明したとおり、10月6日に条例を公布し、第8条に「知事は 希少野生動植物種の保護のための基本方針を定めるものとする」、また、「知事は、基本方 針を定めようとするときは、あらかじめ、福岡県環境審議会の意見を聴かなければならない」 とされているところでございます。

1の基本方針で定める事項でございます。条例に以下6つについて、記載させていただいております。(1)希少野生動植物種の保護に関する基本構想、(2)指定希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項、(3)指定希少野生動植物種の個体及びその器官並びにこれらの加工品の取扱いに関する基本的な事項、(4)指定希少野生動植物の個体の生息地又は生息地の保護に関する基本的な事項(5)保護回復事業に関する基本的な事項、(6)その他希少野生動植物種の保護に関する重要事項、これらの6つの事項を定めることとしているところでございます。

2の今後のスケジュールでございます。本日、環境審議会の諮問でございます。12月上旬にはパブリックコメントを行いまして、12月下旬に答申、そして公表と考えているところでございます。

以上が基本方針でございますが、続きまして、福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例につきまして、簡単に説明させていただきたいと思います

1枚めくってください。2ページでございます。福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例でございます。目的は、県、市町村、事業者及び県民が一体となって、希少野生動植物種の保護を図ることにより、生物多様性を確保し、人と野生動植物種とが共生する豊かな自然環境を次代に継承するというものでございます。

- (2)ですが、県、事業者及び県民の責務につきまして、それぞれ定めをさせていただいております。
- (3)でございますが、アンダーラインを引いております、希少野生動植物種の保護のための基本方針の策定、そして指定希少野生動植物種の指定でございます。

本条例を円滑に実施するために基本的な指針を明らかにする基本方針を策定し、特に保護する必要がある希少野生動植物種を環境審議会の議論を踏まえまして、指定種として指定す

るというものでございます。

- (4)につきましては、指定希少野生動植物種を保護するための規制でございます。指定種の捕獲、所持、販売目的の陳列、広告等を禁止するとともに、指定種の生息・生育環境の保護が必要な場合には区域を指定しまして、区域内の行為を規制するというものでございます。
- (5) でございますが、指定種を保護するための施策でございます。指定種の生息・生育地の保全・再生のための事業の実施や、生態系に影響を及ぼすおそれの高い外来種を放つことの禁止などを定めているところでございます。
- (6)の推進体制の整備でございます。この条例の整備を図るために、総合的な施策の調整、必要な体制の整備を行うこととしております。
- (7)の罰則でございます。捕獲や所持の禁止等の規定に違反した場合の罰則の適用でございます。最高で1年以下の懲役又は100万円以下の罰金ということでございます。

施行日でございます。公布の日から9か月を超えない範囲で規則で定める日から施行する ということでございます。第1章総則につきましては、公布の日から施行するというもので ございます。

説明は以上でございます。

## (浅野会長)

はい、ありがとうございました。それでは、ただ今、既に制定されました条例の内容のお話も含めて、基本方針を定めることについて諮問をするという御説明をいただいた訳です。 ただ今の御説明につきまして、御質問や御意見がございましたら承りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

基本方針ということですから、具体的に何を捕まえてはいけませんという個別の名前はもう一つ次のステップということになります。とりあえず、条例を見ただけではよく分からない、もう少し細かい考え方について基本方針で決めようということで、今諮問をいただいた訳であります。

こんなことを方針に入れた方がいいという御指摘がありましたら、受け止めていきたいと思います。ただ、ここでどうしましょうと議論しても埒があかないので、後で御提案することを先に申し上げますと、やはり専門部会にかけてそこで案を丁寧に見ていただくのがいいだろうと思っておりますから、ここで皆さんに内容を考えて決めてくださいと言ってる訳では実はないんです。部会で議論すべきことをここで細かく議論しても仕方がないということもあるのですが、こういう点は注意してほしいということはきっとあることと思います。

希少野生動植物種というのは本当に絶滅しつつあるんですね。私たちの知らない間にどん どん絶滅している訳で、この地球上にいる生物の中で私たちが知っている種というのは、恐 らく脊椎動物でも半分ぐらいです。半分くらいしか知らないんですね。知らない間に種が絶 滅してしまっているというのはあり得る訳ですし、菌類に至っては、数%しか知られていな いのです。知らない間に種がどんどん絶滅してしまっているということはとても怖いことだと、そういう認識を持たなくてはいけないですね。

でも、国が決めているからそれでいいという訳ではないので、県としても考えなければいけませんからその中身について、細かい話をしていこうという訳です。

川﨑委員、どうぞ何かありましたらお願いいたします。

## (川﨑委員)

はい、川崎です。これから細かいところの基本構想の検討ということになるので、その中身を見ながら詰めていかないとなかなか今の段階では分からないですが、鳥に関して言うと、非常に局地で繁殖しているというところがあります。そういったところをどう保護していくのかが気になるところです。話を進める中で、そこも考えていただければと思います。

## (浅野会長)

はい、ありがとうございます。

岩田委員、いかがでしょうか。何かこの段階で御注意がございましたら、お願いします。

## (岩田委員)

猟友会の岩田です。

今御説明があった範囲では、特に意見というのはございません。猟友会というのは狩猟、 それから有害駆除という活動をしている訳ですけども、それがここにどういう関わりを持つ のかというところが気になるところです。

#### (浅野会長)

有害駆除についてはきちんとしなければいけないということもありますから、そのバランスをどうするかということは考えなくてはいけないですね。

岩熊委員、現場で生物保護についても頑張っておられますが、いかがでしょうか。

## (岩熊委員)

はい、岩熊です。

やはり決めたのはいいものの知らないという状況にならないように、普及啓発というところまでしっかと考えたいと思っています。今の段階でこの概要については、何も意見はありません。

## (浅野会長)

はい、ありがとうございました。他に何かございますか。

はい、伊藤委員。

## (伊藤委員)

確認ですけれども、これは福岡県の条例になると思うのですが、こういった場合、地域を 跨いで、あるいは諸外国を跨いで、例えば捕獲とか転売とか、福岡県だけで括られないよう なものについての罰則規定というのは、どういう風に考えたらいいのでしょうか。

#### (浅野会長)

はい、事務局お願いします。

#### (自然環境課:新課長)

この条例につきましては、福岡県内のものでございます。罰則につきましても、福岡県内 ということでございます。他県や広域的なものについては、国際的な条約や国の法律と照ら して、国の法律等によって罰するということになるかと思います。

## (浅野会長)

条例というものは、基本的に福岡県の県域内、ただし福岡県民であるかどうかは関係なく、県域の中で行われる行為については条例で規制が出来るということになります。ですから、福岡県の中に事務所があり、あるいはインターネットのサイトの出典元があるということであれば、それは対象になるんですが、他の地域でされたことについては、残念ながら国の法律で定めていない場合にはどうにもなりません。もし万が一、将来、国の法律では規制をしていないが条例で何とかしなくてはいけないというのがあって、他県との関係ということが出てきた場合は、その県と協議をして、そこでも同じような条例上の扱いをしてくださるようにお願いするということしかないと思います。状況によっては、そのようなことも基本的事項の中に書くか、あるいは、議論の記録中に入れておくことに意味があるかもしれません。少なくとも今の御発言について、私の回答とともに審議会の議事録に留めて、県としてもそれに沿った取組みをしていただけるようにお願いしたいと思います。ありがとうございました

馬場委員、何かありますか。

#### (馬場委員)

はい。馬場と申します。

先ほど岩田委員からも御発言がありましたけども、現在、鹿や猪というような保護されていない動物と言いますか、むしろ減らさなくてはいけない動物がいます。その対策のために一生懸命頑張っていただいているところですけども、それが保護すべき動物についても影響を与えるようなことがあります。例えば、鹿や猪を減らす努力をされていることが、今すごく九州で減少しているニホンカモシカという特別天然記念物の動物の減少にも多少関わっ

ているのではないかというようなことがあります。

農林業被害に対する対策が必要な一方で、保護すべき種類もあります。そこのバランスを どう取っていくかということも考えていかないといけないのかなと思っております。

# (浅野会長)

はい、ありがとうございました。私が申し上げたことと同じことに絡む発言をいただきました。

他に御質問、御意見がございますか。

それではございませんようですから、先も既に申し上げましたが、この件に関しては専門性が高いですから、公園鳥獣部会で詳細な御審議をいただき、条例の規定によりまして、公園鳥獣部会で決議されたものは本審議会で決議されたものとする取扱いにしたいのですが、この点について御異論はございませんか。

ありがとうございます。御異議なきものと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、本諮問につきましては、公園鳥獣部会に付託をし、そこでの決議を持って本審 議会の決議にすることにいたしました。どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、これまでに行われた部会の決議報告に移りたいと思います。「温泉法に基づく土地の掘削の許可申請について」ということで、既に部会で決定していただいて、それを本審議会の決定とするという扱いにしておりますので、この件に関して糸井温泉部会長から御説明いただきたいと思います。

#### (糸井温泉部会長)

温泉部会の部会長の糸井です。温泉部会の審議の結果とそれに基づく答申について御報告いたします。

お手元の資料2を御覧ください。

なお、毎回申し上げていることですが、個別の許可に関する審議内容につきましては個人情報等を含みますので、会議は非公開で行っております。公開でありますこの場での御説明は、申請件数と審議の結果のみとさせていただきます。したがいまして、傍聴者の方々への配付資料につきましては、申請件数と審議の結果のみの記載に留めさせていただいております。委員の皆様にお配りしております資料につきましても、取扱いには御注意いただきますようお願いいたします。

それでは1ページを御覧ください。令和2年5月26日に諮問がなされ会長から付託を受けました、土地の掘削の許可申請3件につきまして、同年6月24日に温泉部会を開催し、審議いたしました。表に記載している3件が申請された件数です。

次に2ページを御覧ください。審議の結果、いずれの案件につきましても「許可に支障なし」と決議いたしており、それに基づき同年7月20日に答申がなされております。

以上でございます。

## (浅野会長)

それでは、今温泉部会長から御報告がございましたが、何か御質問、御意見がございますか。よろしゅうございますか。

それではこのように決定されたということについて、御報告を承り、御了承いただいたということにいたします。

それでは、もう1件御報告がございまして、先ほど事務局からの話にもありましたが、前回の審議会で出された質問について、今日御回答いただけるということでございますので、 事務局から回答をいただきます。資料3に関して、よろしくお願いします。

## (食の安全・地産地消課:浦課長)

はい。農林水産部食の安全・地産地消課の浦と申します。前回の審議会におきまして、久留委員から地産地消がどのくらい進んでいるのかという御質問をいただいておりました。今回、回答が遅くなりましたが、本県が実施している地産地消の取組みと併せて御報告申し上げます。

資料3をお開きください。まず、地産地消とはということですが、地元で採れた食材を地元で消費しようという活動を通じて、農林漁業者と消費者を結び付ける取組みです。消費者にとっては、身近な場所で作られた新鮮な食材が食べられる、直接見て、聞いて、話して、生産状況が確かめられるといったメリットがあります。一方、生産者にとっては、消費者ニーズを把握しやすい、流通コストの削減につながるといったメリットがあります。

県では、地産地消を推進するため、ふくおか農林漁業応援団づくりを進めています。

まず、ふくおか地産地消応援ファミリーですが、これは県産の農林水産物を積極的に購入し、農林水産業を応援してくれる御家庭ということで登録をお願いしております。福岡県農林水産業振興基本計画において、令和3年度の目標を5万世帯と設定しておりますが、9月現在で4万3千世帯に御登録いただいております。

続きまして、ふくおか地産地消応援の店ですが、これは年間を通じて、県産農林水産物を使用してくださるお店ということで、総合計画で設定しております 1, 700 店舗の目標に対して、現在 1, 609 店舗に御登録いただいております。

最後に、ふくおか農林漁業応援団体ですが、これは企業や地域団体などで、県産農林水産物の利用拡大や農山漁村の活性化に貢献する活動をしてくださっているところで、これに関しては、特に目標数は掲げておりませんけれども、現在549団体に御登録いただいています。

この応援ファミリーに御登録いただきますと、2に書いていますように、特典として田植え、生のりの手すき、酪農体験などの農林漁業の体験をするツアーを実施しております。また、定期的に農林水産物情報等のメルマガを配信しております。

この資料の2枚目に応援ファミリー募集中のチラシをつけておりますので、委員の皆様も

是非ふくおか農林漁業応援団に御登録をお願いいたします。

それから、11月を食育地産地消月間と定めておりまして、ちょうど今、11月に当たります。3枚目の資料ですけれども、「バリうま!福岡地産地消フェア」ということで、500軒を超える飲食店やデパート等で応援ののぼりを張っていただいて、県産の農林水産物を応援する取組みを行っていただいています。

また、裏面になりますが、23日には天神のふくぎん本店広場とホールで元ソフトバンクホークスの馬原さんなどによるトークショーや地産地消マルシェを行っておりますので、こちらについても是非足をお運びください。説明は以上です。

#### (浅野会長)

ありがとうございました。この件に関して、質問をされた久留委員、何かありましたらお願いします。

## (久留委員)

ありがとうございます。実は全然知らない訳ではないんですけれども、地産地消ということではあまり情報が伝わってきていなかったものですから、それでお聞きしました。

いろいろと取組みをされていますが、まずは県民の方々により知ってもらう、地産地消という考え方を広めていくという取組みをこれからもしていただきたいと思っています。それと同時に、農林水産の方々、それから特に加工品などを作っておられるところが、もっと消費者やお客さんの声を聞いてより良いものを作っていこうというような、一方通行ではないコミュニケーションがすごく必要だと思います。

今年はコロナウイルスの関係でなかなかそういう場を提供することが難しいかもしれませんけれども、これからは、作る方々が、県産のものだからどんどん買ってくださいというような一方通行ではなく、買ってもらう方のもっとこうしたらいいのではないかとか、もっとこんな商品があったらいいのではないかという声を生産者の方が受け取って、より良いものを作っていくというようなコミュニケーションがもっととれるといいと思います。そこがまだ私にはあまり見えてこない感じがするので、是非、コロナウイルスが収まって、いろいろなことが出来るようになればやっていただきたいと思います。

#### (浅野会長)

はい、どうもありがとうございました。

事務局、何かお答えがございましたらお願いします。

## (食の安全・地産地消課:浦課長)

はい。御意見ありがとうございます。

先ほど申しました、23日に行います地産地消マルシェであるとか、県庁やいろいろな企

業に出店する出張の直売所等を行っております。そこでは、久留委員がおっしゃるように、 消費者の声を直に生産者の方が聞いてこういう風に改善していこうとか、このような品物が 喜ばれるんだという情報交換が出来るような場となっております。今はコロナウイルスの影響で出来ない部分もあるんですけれども、引き続き、そういう取組みを拡大していきたいと 思っております。どうもありがとうございます。

## (浅野会長)

はい、ありがとうございました。他にございませんか。 井上眞理委員、農学部の先生でもいらっしゃいますが、何かございますか。

# (井上委員)

はい。教えていただきたいんですけれども、この「県産の農林水産物を積極的に購入し」というのが応援ファミリーの必要な条件だと思いますが、積極的に購入しているかどうかというのはどういう形で県として把握することが出来るのでしょうか。それから、それに関連して、お店ではまだ把握しやすいかと思うんですけども、家庭に関しては、どういうデータを県はお持ちですか。

# (食の安全・地産地消課:浦課長)

はい。応援ファミリーについては、応援してくださる世帯になりますという宣言をいただいているもので、特にどのくらい購入していただいているかという確認や数値の確認はしておりません。

応援の店については、年間を通じて、これを作りますというようなことを資料として提出していただくことになっております。いずれにしても何%使いましたという数値的な確認はしていないところです。あくまでも応援してくださる方ということで登録をお願いしております。

## (井上委員)

そうですね、家庭の中でこれは福岡県産だという話題が上がるのも良いことだと思いますので、県が何らかの形で県産の農林水産物が使われているんだということを示せる指標のようなものを出せないか、検討していただきたいと思います。個人的な意見ですけども、よろしくお願いします。

#### (浅野会長)

はい、御要望として出された意見を是非、受け止めていただければと思います。 他にございませんか。どうぞ、岩熊委員。

# (岩熊委員)

はい、岩熊です。実際に、私は初期の頃から登録させていただいていますが、いろいろな情報が入ってきたり、体験活動も充実した内容で、行った先の地域の方々にもおもてなしをすごくしていただいたりと、県の中ではすごく頑張っている事業だなというのを感じているところです。

## (浅野会長)

はい、御意見ありがとうございます。

次に、山﨑委員、どうぞ。

#### (山﨑委員)

山﨑です。地産地消と言いますと、やっぱり福岡県の環境とダイレクトに関係している問題だと思います。私たちが福岡県のものを食べる場合には、食の安全という問題と、それから実際に飼育や栽培がされる場の環境保全というのも関係してくると思います。

私は室見川の方で、河川の中の農薬がどうなっているかということについて調べたり、いろいろと聞きに行ったりしているんですけども、環境が保全されるということが、福岡県内の産品を安心していただくということに直接つながっている気がします。そのことを県としては、どうお考えなのか、聞かせていただければと思います。

# (浅野会長)

はい、事務局どうぞ。

#### (食の安全・地産地消課:浦課長)

はい。農林水産業というのは、県民の大事な食料を作るという取組みと同時に、おっしゃるように環境を守るという取組みにもつながっていると思います。多面的な機能を持っている産業ですので、引き続き、農林水産部としては、農林水産業の振興を第一に考えて、農林漁業者がより長く続けられるように、環境が守れるように取り組んでまいりたいと考えております。

#### (浅野会長)

はい、ありがとうございました。他かに御発言はございますか。 どうぞ、伊藤委員。

#### (伊藤委員)

はい。かなり目標に近付いていて、一生懸命取り組んでいるなという感じがします。 ただ、これはコメントなんですけれども、地産地消の中の地産はいいんですけども、地消 の部分です。これは多分、販売したものを売ってしまえば地消になっていると考えていると 思いますが、その後を追いかけていくと、食材が全て消費されていない可能性があります。 その場合は、食品ロスとか食品廃棄物の取組みとも連携して、情報交換するなど対応しても らって、消費までしっかりやりますという姿勢が表れると取組みが進む感じがすると思いま す。

## (浅野会長)

はい、ありがとうございました。是非、食品ロス問題については、廃棄物、リサイクルの 方でも取り組んでいますから、連携が必要だろうと思います。よろしくお願いいたします。 他に何か御発言がございますか。よろしゅうございましょうか。

それでは、この件に関して、事務局からお答えをいただいて、意見交換をしたということ にしたいと思います。

本日お諮りすることは以上でございます。何か特に御発言はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日議すことは以上でございます。事務局、この後お願いいたします。

# (環境政策課:吉川企画広報監)

浅野会長、議事の進行ありがとうございました。委員の皆様、熱心に御審議いただきありがとうございました。当審議会の御意見を十分に踏まえ、今後の施策を進めてまいりたいと思います。今後ともなお一層の御指導、御支援を賜りますよう重ねてお願いいたします。

これをもちまして、令和2年度第2回福岡県環境審議会を終了いたします。

最後に、公園鳥獣部会所属の委員の皆様に御案内申し上げます。公園鳥獣部会につきましては、この後開催いたしますので、引き続きこちらの会場でお待ちください。

以上をもちまして、本日終わります。本日はどうもありがとうございました。

## (浅野会長)

改めて、ありがとうございました。